平成２７年（フ）第１３５号
佐賀県神埼市脊振町服巻3064番地２
債務者　合田石材こと　合田　敏晃
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
佐賀県神埼市脊振町服巻3064番地２
債務者　合田エイ子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
佐賀市若宮３丁目１番３号　若楠アパートＡ－３
債務者　高木　洋美（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉1673番地106サンファミール203号
債務者　山崎由香里
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
佐賀市大財２丁目８番16号　坂本アパート
債務者　田中　繁樹
1　決定年月日時　平成27年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1330番地２
債務者　弓　　久美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
佐賀県神埼市千代田町姉666番地５
債務者　木村　貴子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
佐賀県鳥栖市萱方町245番地３　シャーメゾンスリーゼＢ101、前住所佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目６番地１　弥生が丘ハウシーズ1002
債務者　東矢ひろみ
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
佐賀県小城市三日月町堀江1723番地２　セジュール三日月　A103号
債務者　櫛松　喜弘
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
山梨県上野原市上野原2007　細川アパート３、住民票上の住所山梨県上野原市上野原2354番地１　ファミールハイム　101号
債務者　畑沢美智江（旧姓斧田）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
山梨県上野原市上野原2196番地５
債務者　小俣　昭平
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3408番地１
債務者　小佐野　朝
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第２５７２号
大阪市淀川区宮原３丁目３番11－401号
債務者　倶楽部パリこと　坂口　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７６０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　櫻井　博一
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８３５号
大阪市東淀川区下新庄４丁目21番Ｂ－401号
債務者　山口　博義
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８５０号
大阪市平野区西脇１丁目４番３－410号
債務者　中村　和美
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８６０号
大阪府八尾市八尾木２丁目28番地の３　メゾン・ド・ショコラ八尾木105号、前住所大阪府八尾市八尾木６丁目122番地　ベルエポック志紀303号
債務者　竹下　明理
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部